

議案第 19 号

公の施設の広域利用に関する協議について

公の施設の広域利用を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定により、石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町との間において別紙のとおり協議することについて議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 27 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町との間において，公の施設の広域利用に関し協議するため。

別紙

石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき，石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町（以下「協定市町」という。）は，協定市町が設置する公の施設を協定市町の住民が相互に利用すること（以下「広域利用」という。）により，公の施設を利用する協定市町住民の利便性の向上及び交流の促進を図ることについて，次のとおり協定する。

（広域利用施設）

第1条 広域利用の対象とする公の施設（以下「広域利用施設」という。）

は，協定市町が設置する公の施設のうち，別表に掲げるとおりとする。

2 協定市町の住民は，余暇等を利用してスポーツ，レクリエーション，教養文化活動その他の活動をするため，広域利用施設を利用することができる。

（遵守事項）

第2条 協定市町の住民が広域利用施設を利用する場合は，当該施設に係る条例，規則等の規定を遵守しなければならない。

（利用の手続）

第3条 広域利用施設の利用の手続は，当該施設を設置する協定市町の住民と同様とする。

（使用料）

第4条 広域利用施設の使用料は，当該施設を設置する協定市町の住民に係る使用料と同額とする。

（経費負担）

第5条 広域利用施設の維持管理及び運営に要する経費は，当該施設を設置する協定市町が負担する。

（協定書の廃止）

第6条 平成28年3月29日付けで締結した石岡市，行方市，小美玉市及び茨

城町における公の施設の広域利用に関する協定書は、平成30年3月31日限り、廃止する。

(協定の施行)

第7条 この協定は、平成30年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、協定市町が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

茨城県石岡市石岡一丁目1番地1
石岡市長

茨城県行方市麻生1561番地の9
行方市長

茨城県小美玉市堅倉835番地
小美玉市長

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地
茨城町長

別表（第1条関係）

市町名	施設名		所在地
石岡市	石岡市立学校施設	温水プール	石岡市総社一丁目 3番17号
	石岡市海洋センター	体育館 プール	石岡市染谷1415番 地
	石岡市立中央図書館		石岡市若宮一丁目 6番31号
	石岡市ふれあいの里 石岡ひまわりの館	屋内施設 屋外施設	石岡市大砂10527番 地 6
行方市	行方市麻生運動場	体育館 弓道場	行方市南269番地 1
	行方市北浦運動場	体育館 第1グラウンド テニスコート クロッケーコート ゆうゆう広場	行方市山田2175番 地
		第2グラウンド	行方市山田3064番 地
		柔剣道場	行方市山田3662番 地23
	行方市玉造運動場	テニスコート	行方市玉造甲3190 番地
		浜野球場	行方市浜2454番地
		泉野球場	行方市玉造甲3251 番地 1
		弓道場	行方市玉造乙1184 番地
	行方市玉造B & G海 洋センター	体育館 水泳プール	行方市玉造甲3185 番地
		艇庫	行方市沖洲14番地
	行方市立図書館		行方市玉造乙1175 番地

小美玉市	希望ヶ丘公園	野球場 多目的広場 テニスコート	小美玉市中台418番地
	玉里運動公園	野球場 多目的広場 テニスコート	小美玉市栗又四ヶ 2315番地 1
	小美玉市小川運動公園	体育館 野球場 多目的広場 テニスコート	小美玉市与沢532番地 1
	小美玉市小川海洋センター	プール	小美玉市野田269番地 1
	小美玉市玉里海洋センター	体育館 プール トレーニングルーム 艇庫	小美玉市栗又四ヶ 2406番地 4
	小美玉市小川図書館		小美玉市小川1664番地 2
	小美玉市玉里図書館		小美玉市高崎291番地 3
	小美玉市やすらぎの里小川		小美玉市中延1508番地 1
茨城町	茨城町運動公園	陸上競技場 野球場 テニスコート プール ターゲットバード ゴルフコース	茨城町大字越安 1397番地
	茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」	図書館	茨城町大字小堤 1037番地 1